

令和4年8月16日

農業委員会総会会議録

注： この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第26回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和4年8月16日(火) 午前9時
- 2 開催場所 柳井市役所3階大会議室
- 3 出席委員

1番	岡本 幸子 君	2番	鈴木 喜義 君
3番	中元 茂雄 君	5番	榎本 正男 君
6番	岩政 幸人 君	7番	寺西 久美子 君
8番	原田 淳一 君	9番	吉弘 功 君
10番	大崎 正男 君	11番	勝本 澄人 君
12番	齋藤 貴之 君	13番	宮本 三雄 君
- 4 欠席委員 4番 下土井 進 君
- 5 説明のため出席した者

事務局長	下前 真一 君
事務局次長	松村 和裕 君
- 6 記事ならびに議事録調整者
職 員 伊藤 義人 君

会議に付議した事項

- 議案第124号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第125号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第126号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）
- 議案第127号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の決定について

第26回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第26回農業委員会総会を開会いたします。
今日は下土井委員が欠席ということで、出席委員は、1人欠席なので
13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、下土井委員さんが欠席なので、会議規則第16条
の規定により、議長において榎本委員と岩政委員を指名いたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第124号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第124号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人 外1名（田 590㎡ 畑 71㎡）から別紙調書のとおり
農地以外の目的に供するため、農地法第4条第1項の規定による申
請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和4年8月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
（4条-1） 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 590㎡です。
利用状況は休耕です。
申請人は、申請地に農家用住宅を建設するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から西へ500mの距離
にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内
の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基
準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(4条-2)

整理番号2番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 畑 71㎡です。
利用状況は休耕です。
申請人は、申請地に貸駐車場を建設するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から南東へ約1.1kmの距離にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。
それではご審議をお願いいたします。
整理番号1番につきまして、●●委員。

●番 ●●君

お手元にあります調書のとおりでありまして、事務局の方から説明のありましたとおりでございまして、関係者が現地調査をいたしました結果、別に特別な問題もございませんので、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続きまして、整理番号2番を、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

座ったままでお願いいたします。8月の3日に現地を調査しました。ここは皆さんご存知かと思いますが、田舎の民家を改装してコーヒーショップをやっておるんですが、昼はすごい車がたくさん止まってあって、すごく駐車場が狭いということで、そこに畑がありますが、よく見たらどこが畑か分からないようなところなんですけど、そこを活用するというので、駐車場にしたいということで、特に委員としては問題ないと思いますので、審議の方、よろしくお願いいたします。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了して、整理番号1番、2番 議案第124号に

ついて、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第124号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして議案第125号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第125号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請人 外2名(田 210㎡ 畑 435㎡)から別紙調書のとおり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。

令和4年8月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(5条-1)

調書に基づきまして、ご説明申し上げます。

整理番号1番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 田 面積 210㎡です。

受人は、●●に在住する会社員で、申請地を譲り受け自己用住宅を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北へ780mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

説明の前に訂正がございます。調書の備考欄に第2種農地とありますが、第3種農地の間違いでございます。お詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。それではご説明いたします。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積 88㎡です。

受人は、●●に在住する会社役員で、申請地を譲り受け、自己用駐車場を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約1kmの距離にある、●●から東へ100mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票

のとおり、整理番号2番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積 347㎡です。

受人は、●●で建設業を営む法人で、申請地を譲り受け社員用住宅を建設するものです。

渡人は、受人の要望に応じて、譲り渡すものです。

申請地は、位置図に示していますが、●●から北西へ900mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきましては、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号3番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。

「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で補足説明を終わります。

それではご審議願いたします。

整理番号1番から2番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

それでは、事務局の方から説明ございましたように、関係農業委員、それから最適化推進委員の方で現地確認をいたしまして、1番につきましては自家用住宅の建設、それから2番につきましては駐車場の建設ということでございまして、いろんな内容等につきまして審査いたしました結果、特別な問題はございませんので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番、2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号3番につきましては、●●委員、お願いします。

●番 ●●君

整理番号3番ですが、現地確認いたしました、事務局から説明のあったとおりで、何も問題ないと思われますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 宮本君

整理番号3番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了しまして、整理番号1番から3番まで 議案第125号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第125号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第126号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第126号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
別紙調書のとおり農用地利用権等設定のため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和4年8月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 それでは、農用地利用集積計画一覧表【農地中間管理事業】をご覧ください。市長より、令和4年8月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。
山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画です。
以上の計画申請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 以上で補足説明を終わります。
ご審議をお願いいたします。
これは、ほとんど●●のほ場整備がらみの農地の貸し借りですが、何か質疑はございますでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了しまして、議案第126号については、原案のとおり可決・承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第126号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして、議案第127号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規程により、議事参与が制限されますので、●●委員、●●委員は議事に参与しないこととします。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第127号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の決定について
別紙調書のとおり農用地利用配分計画案決定のため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和4年8月16日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 農用地利用配分計画一覧表(案)をご覧ください。
市長より、令和4年8月16日付けで農用地利用配分計画案の決定を求められています。
計画案については、農地中間管理事業を実施する公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。
なお、本配分計画案の決定後、議案第126号の農用地利用集積計画の公告により、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。
若干ここで局長より補足説明をさせていただきます。

局長 下前君 農用地利用配分計画一覧表(案)の中の整理番号の1番から14番までの案件でございますが、貸付先が●●ということになっております。この●●ですが、●●の子会社として、農業を主体とする子会社として設立されたものです。場所的には●●の●●の跡地とその上のハウスを●●から借りまして、リーフレタスを栽培するというところでございます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 以上で補足説明を終わります。
それではご審議をお願いいたします。
何か質疑はございますでしょうか。

●●はほとんどは場整備がらみで、あと●●があります。あの辺も
は場整備の案件です。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了しまして、議案第127号について、原案のとおり可決・
承認することについて、ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第127号については、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前9時20分)